



鳥取県公報

平成15年3月18日(火)
第7467号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区連合の役員の就任 (159) (耕地課)	1
	県営土地改良事業計画の変更 (160) (＂)	2
	土地改良法による換地処分 (7件) (161～167) (＂)	2
	基本測量の終了 (168) (管理課)	3
	県道の区域の変更 (169) (道路課)	4
	県道の供用の開始 (170) (＂)	4
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (171) (都市計画課)	4
選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (15)	5
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	5

告 示

鳥取県告示第159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山山麓地区土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

理 事	天 島 清 憲	西伯郡中山町高橋153
＂	長 田 潤之助	西伯郡中山町下市844
＂	前 田 譲	西伯郡中山町御崎106
＂	影 山 宏 明	西伯郡名和町大字門前988 - 1
＂	高 虫 寛	西伯郡名和町大字茶畑131 - 2
＂	二 宮 靖 徳	西伯郡名和町大字豊成2581
＂	飯 田 政 好	西伯郡大山町長田353
＂	高 西 史 郎	西伯郡淀江町大字小波71
＂	斉 藤 優	西伯郡淀江町大字西原717
＂	仲 田 祐 康	米子市日下541

”	小 西 護 郎	西伯郡岸本町丸山211
”	影 山 博 人	日野郡溝口町金谷谷690
”	森 田 隆 朝	米子市上福原五丁目13 - 66
”	河 合 勝	西伯郡岸本町岸本307
”	田 口 勝 蔵	西伯郡淀江町大字西原377
”	黒 田 隆 弘	西伯郡大山町坊領347
”	山 口 隆 之	西伯郡名和町大字豊成520 - 1
”	下 池 忠 正	西伯郡中山町田中637 - 1
”	福 田 正 臣	日野郡江府町大字江尾2123
”	住 田 圭 成	日野郡溝口町福岡671
監 事	長 原 幸 充	西伯郡中山町豊成53
”	二 宮 正 博	西伯郡名和町大字豊成1138
”	中 坂 宗 司	西伯郡淀江町大字福井226

平成15年1月15日就任 任期4年

鳥取県告示第160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業下蚊屋地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年3月18日から21日間

3 縦覧に供する場所

江府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（栃本工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（楠城2工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（松尾工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区（第5工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区（第6工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る庄内地区（第1工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る庄内地区（第3工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第168号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（世界測地系移行に伴う基準点改測作業）
 2 作業地域 倉吉市、東伯郡大栄町及び赤碕町、西伯郡大山町、名和町及び中山町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町
 3 終了年月日 平成15年2月28日

鳥取県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
依原青谷線	変更前	気高郡青谷町大字善田字平田前44 - 4地先から同町大字青谷字前川448 - 2地先まで	9.0 ~ 22.0	870.0
	変更後	気高郡青谷町大字善田字土橋2 - 4地先から同町大字青谷字前川449 - 1地先まで	9.0 ~ 22.0	791.0
		気高郡青谷町大字善田字平田前44 - 4地先から同町大字青谷字前川448 - 2地先まで	14.5 ~ 60.0	900.0

鳥取県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
依原青谷線	気高郡青谷町大字善田字平田前44 - 4地先から同町大字青谷字前川448 - 2地先まで	平成15年3月21日

鳥取県告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画公園事業 5・6・2号弓ヶ浜公園
- 3 事業施行期間
昭和63年10月28日から平成20年3月31日まで)
(変更前 昭和63年10月18日から平成17年3月31日まで)
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更する部分 米子市両三柳字治平道左右
追加する部分 米子市両三柳字幸助道左右、字新川西、字御免地道西沖及び字御免地道東
(2) 使用の部分
追加する部分 米子市両三柳字治平道左右、字幸助道左右、字新川西及び字御免地道西沖

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第15号

名和町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年3月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

施設 の 名 称	所 在 地
名和町人権交流センター	西伯郡名和町大字茶畑1077 - 3

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成15年3月18日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種類及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成15年4月25日 午後10時から午後4時まで	米子市上福原1226 - 4 米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成15年4月10日 午後1時30分から午後4時30分まで	米子市上福原1226 - 4 米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成15年4月17日 午後1時30分から午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁地下第3会議室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑